

施設所管区分一覧表

区 分			用 途	備 考	管理責任者 ＜施設管理＞ ＜運営管理＞	学校開放時の 運営管理責任者※ 2 ＜運営管理＞
1	学校施設	学校開放施設 ※ 1	普通教室、管理諸室等（1F～3F）		学校長 （教育総務課）	（学校開放しない）
			特別教室（1F） 【家庭科室・音楽室・図工室】			生涯学習課長
			会議室（1F）			
			多目的室（2F）			図書館分館長
			学校図書室（2F）			
			けやきテラス（2F）			
			屋内運動場（1F）			スポーツ青少年課長
			グラウンド			
			プール（2F）			
		共用施設	交流デッキ（1F）	併設施設や学校開放時の特別教室等への動線となるデッキ		※ 3
			交流ラウンジ（1F） ＜トイレを含む＞	併設施設や学校開放時の特別教室等への動線の起点となる。 学校が地域に開放している共用スペース		
			パークアベニュー・広場	植栽帯を広く設けた敷地東側の自主管理歩道及び自主管理歩道から連続する地域開放出入口前のスペース 学校及び併設施設が共用（常時開放）		
			駐車場・駐輪場	学校及び併設施設が共用（夜間施錠）		
2	併設施設		図書館分館	市直営	図書館分館長	（学校施設でない）
			児童館	既存施設と同様、指定管理者を想定	指定管理者	
			保育クラブ		（こども福祉課）	
3	道路施設		歩道 ＜パークアベニューを除く＞	通学児童の交通安全対策として敷地南側・西側に設けた後退歩道 幅員 2.0m （常時開放）	道路安全課	

※ 1 学校が利用しない時間帯に、地域または併設施設へ積極的に開放していく計画としています。

※ 2 一般に管理責任者には、施設管理責任（ハード）と運営管理責任（ソフト）の双方がありますが、今回検討を進めている学校開放制度においては、学校開放時の運営管理責任者を指定し、開放時には学校長が運営管理責任を負わないようにするものとします。また、指定された運営管理責任者は、学校開放施設における利用手続きの整備や学校との調整、開放施設の安全管理、利用者からの初期対応を行うものとします。

※ 3 交流ラウンジ及び交流デッキ、パークアベニュー及び広場、駐車場及び駐輪場については、学校が地域と交流するために整備する共用部分として様々な利用形態が考えられるため、すべての管理者は利用者からの要望等について初期対応を行うこととし、その上で必要に応じて学校長への連絡及び調整を図るものとします。